

生徒心得

生徒は校則を守り学業に専念すると共に、常に品位を保ち本校生徒たる誇りを維持しなければならない。

I. 登校・下校

1.定められた時刻を厳守する。

(1)始業時刻・・・8時30分

(2)下校時刻・・・17時00分

注意:延長届を提出し、許可された場合は認める。

2.登下校は交通ルールを守り、地域社会と協調し、事故の防止や安全に配慮する。

3.生徒証及び生徒手帳は必ず身につけて登校し、必要があれば、担任に提示しなければならない。

4.自転車通学する者は許可を受けること。その手続きは、書類(自転車通学届)を揃えて担任に願い出ること。

II .礼儀

1.互いに人格を尊重し、目上の方には尊敬の態度を失くしてはならない。

2.本校生徒は心身共に健康で、自覚と誇りを持って行動する。

3.教職員・外来者・生徒相互には明るい挨拶で接し、はきはきした応待ができるようにする。

III .校内生活

1.自習時間は他人の迷惑にならないよう、静かに勉強する。

2.始業の合図がなったら着席し、静かに先生を待つ。

3.考査は公正な態度で受け、不正行為は絶対にしない。

4.学習には、意欲的・自主的に臨み、活発な授業を進めるために、を習・復習などを徹底的に行い、学習内容が理解できるようにする。

5.体育館・トレーニングルーム以外の校舎内では規定の上履きを使用し、運動靴で歩いてはならない。

6.掃除がすむと同時に分担区域の窓は全部しめる。その後はあけた人が責任をもってしめる。

7.教室をあける時は、窓・ドア等を全部しめる。カーテンは開いて室内が見えるようにしておく。

8.公共物は大切にし、自然を愛護するように心がける。

9.ホームルーム・部活動・生徒会活動・学校行事などに積極的に参加し、集団の一員として自覚ある行動をする、

10.学校内外の清掃に一人ひとりが気を配り、常に清潔で明るい学習環境を保つ。

11.証明書は経営企画室に願い出て交付を受ける

IV .欠席・遅刻・早退

1.疾病・事故などで、欠席・遅刻をするときは、必ず保護者が事前に連絡する。(8時10分~8時25分)

2.欠課・早退をするときは事前に担任に願い出て許可を受ける。

3.忌引の場合は事前に、保護者などが担任に電話等で連絡し、事後、所定の手続きにより担任へ届け出る。

・忌引きの日数(連続した期間で、途中に入る休日や祝日も含む)

1 親等(父母)・・・7日以内

2 親等(祖父母・兄弟姉妹)・・・3日以内

3・4 親等・・・1日以内

※但し、遠隔地の場合は、移動に要する日を前後一日ずつ加算することができる。

4.進学・就職試験・部活動などの学校が認めた用件で、欠席・早退・欠課をするときは、事前に公欠願いを提出し、許可を受ける。

5.遅刻をして入室する時は、教科担当の許可を得て着席する。

V.所持品

1.所持品には必ず記名する。

2.貴重品はカバン等に入れることなく、常に身につけておく。体育時、部活動その他やむを得ず身から離す時は、管理をしつかりしておくこと。

3.学校には、不必要な金品を持参しない。

4.金銭の濫費、貸借をしない。

5.生徒同士の金銭の徴収、物品の売買・貸借などはしない。

6.金品を拾得・紛失したり、盗難にあたりしたときは、直ちに担任又は生活指導部に届け出る。

VI.校舎・校具

1.きめられた出入口以外の出入りは固く禁止する。

2.学校の施設・設備・校具などを借りたり、校外から物品を借用したりするときは、あらかじめ担当に申し出て許可を受ける。また、返却するときは、担当の確認を受ける。

3.机・椅子その他の校具は、許可を得ないで定位置を移動してはいけない

4.教室、グラウンドその他の場所においては、その使用目的に反するような行動を慎む。

5.学校の施設・設備などの破損、校具などの紛失の際は、直ちに担当に届け出て指示を受ける。(実費を徴収することが原則である。)

6.校舎、校具、樹木を大切に使う。

7.校舎内外の清掃・整理・整頓に気を配り、授業、生徒会、部活動などで使用した教室・施設の清掃は徹底して行う。

8.特別教室、準備室の清掃については、担当の指示にしたがう。

VII.集会・掲示・刊行物

1.伝達事項は学年黒板によって掲示されるため登下校時には特に学年黒板に注意する。

2.学校内で集会、印刷物の発行、配布、掲示、募金、署名、調査活動などを行う場合には、事前に担任・顧問に届け出て、指示にしたがい生活指導部の許可を受ける。

3.掲示については、掲示責任者が定められた場所に掲示し、責任を持って撤去する。

VIII.休日登校

1.登下校の際は本校規定の服装を着用すること。

2.校舎、体育館、グラウンド、トレーニングルームを使用する時は、事前に顧問の許可を受ける。

3.前もって許可された場所以外を使用してはいけない。

4.使用した場所は元通りに整理し、特に戸締り、火気に注意しなければならない。

IX.校外生活

1.校外においても、常に本校生徒としての自覚と誇りを持って行動する。

2.高校生としてふさわしくない遊技場や飲食店には出入りをしない。

3.アルバイトは原則として認めない。

4.校外で事故を起こしたり、事故にあたりしたときは、必ず学校に連絡する。

X. 服装規定

服装はその人の品性を表すものである。常に清潔で華美にながれず端正でなければならない。みだりに流行を追って、制服,その他を改造,変形してはならない。

1. 制服

すべて本校指定のもの

<正装>

男子 冬服 ブレザー(上着),スラックス,シャツ,ネクタイ(青),校章

夏服 スラックス,シャツ,ネクタイ(青)

女子 冬服 プレザー(上着),スカート(濃紺)又はスラックス,シャツ,リボン(青)又はネクタイ(青),校章

夏服 スカート(濃紺)又はスラックス,シャツ,リボン(青)又はネクタイ(青)

<オプション>

スカート(チェック),スラックス,ニットベスト(紺,グレー),セーター(紺,グレー),カーディガン(紺,グレー),リボン(赤),ネクタイ(赤),シャツ(夏用)

《衣替え》夏服 6月1日から9月30日

冬服 10月1日から5月31日

※制服着用規定

- 1.式典(入学式,卒業式,始・終業式,修了式,合唱コンクールなど)・校外活動は正装を着用する。
- 2.平常時については本校指定の制服を必ず着用する。
- 3,ブレザー着用時は必ずネクタイかリボンをする。
- 4.セーター,ベスト,カーディガンを着用する場合は、本校指定のものとする。(1年)
- 5.市販のセーター,ベスト,カーディガンを着用しても良い。ただし,色は指定で,無地の物に限る。また,マークやワンプointがついていても差し支えない。編み方で模様が作られている物は着用してはならない。(2,3年)
- 6.襟元,ワイシャツを確認できないものは着用しない。
- 7.トレーナーや,フード付きのパーカーなどは着用してはならない。
- 8.スカート丈を短くすることは禁止とする。スカートは裾を切ってはならない。切った場合は再度購入してもらう。
- 9.スカートの下にジャージやスウェット等の防寒具を着用してはならない。ただしストッキング(黒)やタイツ(黒)を着用することは差し支えない。
- 10.特別な事情で,やむを得ず異装する時は,異装届を担任へ提出する。

2 頭髪

- 1.本校生徒としての自覚と品位を保ち,身だしなみも含め端止,質素に心がける。
- 2.アクセサリ-の着用・化粧(マニキュア)髪に手を加えること(染色・脱色・パーマ等)や,特異な髪型は禁止する。

3.通学用靴

男女とも華美,高価でない黒色・茶色の革短靴またはスニーカーとする。